

第 1 1 準備書面

公共サービス民営化の弊害と
その防止について

本書面の目的

1. 各地で多発している公共サービス民営化の弊害を紹介
2. その弊害が公共サービス民営化の構造的な要因によるもの
3. 適正な事業遂行を確保するためには個別協定等による指示・監督が不可欠
4. Q&Aで常勤の定義を示したのは、専門性を有する正規職員が安価な非正規職員に置き換えられることを防止し、もって学童保育の質を確保するため
5. 常勤支援員確保義務は契約における重要な要素

各地で多発する民営化の弊害

- ① 法令違反のおそれ
- ② 専門性・継続性の喪失のおそれ
- ③ 安全性の後退のおそれ
- ④ 受託業者の過度な営利追求による公共サービスの質の低下のおそれ
- ⑤ 受託業者の途中撤退のおそれ
- ⑥ 大量解雇・雇止め、偽装請負などの労働法令違反のおそれ

スライドでは、このうち②～⑤について各地で発生した事例を紹介。

② 専門性・継続性の喪失のおそれ

- 地方自治体の公務は、職員が継続的に従事することで専門性を高め、経験やノウハウを蓄積している。しかし、民間委託が実施されれば、業務を担当する者が受託会社の社員に移行するため、当該業務について自治体職員に蓄積され、継承されてきた専門性、ノウハウや経験が失われることになる。それによって、住民サービスの低下を招くおそれがある。

② 専門性・継続性の喪失のおそれ

- 大阪府大東市の公立保育所の民間委託の例
大阪府大東市では公立保育所の民間委託により半年で全保育士が入れ替わる事態となり、保護者から訴訟が起こされた。
そして、訴訟では、保護者らの懸念や不安を少しでも軽減するために「引き継ぎ期間をすくなくとも1年程度設定」するなどの配慮をすべき義務を負っていたと認定された。

③安全性の後退のおそれ

- 専門性・継続性の喪失が安全性の後退をまねく場合もある。
- 埼玉県ふじみ野市では、民間委託された市営プールで、小学2年生がプールの吸水口に吸いこまれて死亡する事故が発生している。この事案では、委託業者が下請け会社に業務を丸投げしたこと、プールの監視員に十分な研修や指導を行わなかったこと、泳げない監視員が多数いたこと、排水溝の蓋が外れているとの通報が事故前にあったにもかかわらず、直ちに客をプールから避難させなかったことなど、多数の不適切な運営が明らかになっている。

④ 公共サービスの質の低下のおそれ

- 受託企業は営利企業である以上、利益を確保して株主に利益配当をしなければならない。受託企業が過度な営利追求に走れば、公共サービスの質の低下を招くおそれがある。
- 佐賀県武雄市の「TSUTAYA図書館」の事例
佐賀県武雄市は、「TSUTAYA」を運営する会社を公立図書館の指定管理者に指定したが、当該会社は、佐賀県の郷土文化資料等を大量に除籍・廃棄処分したり、実用性の乏しい古書約1958万円分をCCC傘下のネット書店から購入したりするなど、多くの問題が指摘された

④ 公共サービスの質の低下のおそれ

- 春日部市の学校給食業務委託の事例
春日部市では、従来の受託者よりも約8%低価格で落札した事業者が、従来の事業者のもとで勤務していた給食調理員の雇用を見込んでいたものの、それが実現できず調理員不足に陥ってしまった。
その結果、学校給食時間に調理が間に合わなかったり、メニューと異なる給食や焦げの大量に入った給食が提供されるなどの混乱が続き、わずか2か月で業務委託契約が解除される事態となった。

⑤受注企業の途中撤退のおそれ

- 営利を追求する民間企業は、営利が見込めないことなどを理由として、委託契約の途中で撤退し、住民サービスが損なわれる危険がある。
- 静岡県浜松市
給食調理を委託していた民間企業が、新学期の直前に、市が求める基準での調理員が確保できなくなったとして撤退を表明。一学期間にわたって給食が実施できない事態となる。
- 大阪市
区役所の窓口業務を委託していた企業が、不採算を理由に撤退を表明。代替りの業者が決まらずに、区役所内の他部署の職員を動員。

民営化の弊害は構造的な要因による

- 民営化により、管理の現場は監督者である行政職員の勤務場所から離れることになる。



- 「目の前で行われている仕事」よりも「遠くで行われている仕事」を統制することの方が難しい。現場が遠くなることによって、業務に潜むリスクに気づきにくくなる。

= 「**情報の非対称性**」に相当するもの



- 情報の非対称性のもとでは、情報劣位者（行政機関）が、情報優位者（委託企業）から搾取される可能性が高くなる。

適正な事業遂行のための監督方法

1. 地方自治法等の法令

- 設置自治体に対する定期的な報告義務（地方自治法244条の2第7項）
- 指定管理者に対する報告徴集、実地調査、指示（同条10項）
- 指定管理者が指示に従わないときの指定取消し（同条11項）

適正な事業遂行のための監督方法

2. 個別協定

- 地方自治法や公の施設設置条例の規定は全体的に簡潔



- 設置自治体と民間事業者が締結する個別の協定（委託契約）が重要な意味を持つ
- 個別協定において、基本的な管理業務の種類とその実施基準、管理運営方針、管理運営体制とその基準等について具体的に規定する必要がある。

本件における個別協定等による監督

2018.6.15 募集要項配布を開始

6.15～6.29 募集要項・仕様書の内容等に関する
質問を受け付け

7.6 寄せられた質問をもとにQ&Aを市の
HPで公表

- Q&Aは事実関係にわたる質問だけでなく、職員の採用・配置や費用の徴収方法など放課後児童クラブの**管理運営条件に関する質問**も含む
- 春日部市はこれらの質問に対して**詳細かつ具体的に回答**

本件における個別協定等による監督

➤ Q&Aの位置づけ

Q&Aは、募集要項及び仕様書で規定された放課後児童クラブの管理運営条件に関して、春日部市の見解を補足的に提示するもの。

募集要項及び仕様書と一体となって、放課後児童クラブの管理運営条件を提示するもの。

本件における個別協定等による監督

➤ 募集要項・仕様書

支援の単位ごとに常勤支援員を2名配置
一定の場合には常勤支援員の加配

➤ Q&A

常勤を「週38時間45分以上の人」と定義



その趣旨は、専門性を有する正規職員が安価な非正規職員に置き換えられ、保育サービスの質が低下してしまうことを防止するため



常勤支援員を確保する義務は債務の本旨に関わる重要な義務